

議案第 7 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 2 1 条を次のように改める。

第 2 1 条 削除

(かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

題名中「督促手数料及び」を削る。

第 1 条中「督促手数料及び」を削る。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4

条とする。

(かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例（平成20年かすみがうら市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条」に、「第7条—第9条」を「第6条—第8条」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第3章中第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

(かすみがうら市介護保険条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(かすみがうら市法定外公共物管理条例の一部改正)

第5条 かすみがうら市法定外公共物管理条例（平成17年かすみがうら市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第10条見出し中「手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「に基づき手数料及び」を「の規定により」に改める。

(かすみがうら市水道事業給水条例の一部改正)

第6条 かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

(かすみがうら市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 かすみがうら市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

(かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正)

第8条 かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。